

ヘルパーステーション白萩運営規程  
(訪問介護相当サービス)

(事業の目的)

第1条 医療法人社団秀慈会が開設する訪問介護事業所ヘルパーステーション白萩（以下「事業所」という。）が行う訪問介護相当サービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員養成研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態又は事業対象者にある高齢者に対し、適正な訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の目的)

第2条 事業所の訪問介護員等は、要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーション白萩
- (2) 所在地 静岡市駿河区国吉田 6 丁目 6-6

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問介護相当サービスの提供に当たるものとする。

- (2) サービス提供責任者 利用者の数が 40 名又はその端数を増すごとに 1 人以上（常勤職員、訪問介護員と兼務）

サービス提供責任者は、事業所に対する訪問介護相当サービスの利用申込みに対する調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護相当サービス計画の作成等を行う。

- (3) 訪問介護員等 3 人以上（常勤換算 2. 5 人以上）
- 訪問介護員等は、訪問介護相当サービスを提供する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。土、日曜日は応相談。ただし12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(訪問介護相当サービス内容及び利用料等)

第6条 訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護相当サービスに要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた所から利用者の居宅までの往復に要する下記に定める費用を徴収する。

- ① 実施地域を越えた所から1キロメートル未満 10円
- ② 上記を越える場合1キロメートルを増す毎に 10円を加算する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護相当サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、静岡市(西又、小布杉、三ツ野、小島地区、両河内地区及び旧安部6ヶ村地区、旧蒲原町、旧由比町を除く)とする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 繼続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団秀慈会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止する為、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問介護等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者をおく。

事業所はサービス提供中に、訪問介護員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年 9月 11日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年 10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年 12月 28日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年 9月 30日から施行する。

